

地域・ひと・まちづくり補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、振興局が地域振興の拠点としてその機能を十分に発揮し得るように、振興局管内において、それぞれの地域性や独創性を発揮した快適で活力ある魅力的な地域づくりを推進することを目的とする地域・ひと・まちづくり補助事業（以下「補助事業」という）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 補助事業の内容は、市町村や民間の地域づくり団体等が行う個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する事業とする。

(事業の適正執行)

第3条 振興局長は、補助事業の実施に当たっては、当該事業と国、県及び市町村が行う各種の施策との間の整合に留意するとともに、事業が効果的に執行されるよう適正な執行管理を行うものとする。

(事業費の配分)

第4条 振興局への事業費の配分は、当該振興局の実情を勘案の上企画部長が決定するものとする。

(通則)

第5条 知事は、補助事業の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の実施に必要な経費については補助金を交付するものとし、その補助金については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第6条 補助事業の補助対象者、補助対象事業、補助期間、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 国又は県の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 施設整備等のハード事業
- (3) 事業費が30万円未満の事業

(交付申請書の添付書類)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の申請書に次の表に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 役員等名簿（別記第3号様式）
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が、民間団体の場合は、その団体の活動目的、活動内容等を明らかにする書類

(補助金の交付条件)

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受

けること。

ア 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（当該経費の額の20パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(5) 交付決定後に役員等の変更があった場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

（補助対象事業の変更の申請）

第9条 前条第1号の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助対象事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更の場合にあつては事業変更承認申請書（別記第4号様式）及び変更後の第7条に掲げる書類を、補助対象事業の中止又は廃止の場合にあつては事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第10条 規則第13条に規定する実績報告書には事業実績書（別記第6号様式）及び収支決算書（別記第7号様式）を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金交付決定前着手）

第11条 補助金の交付を申請している事業について、申請者が事業の効率的な実施を図るため又は緊急その他やむを得ない事情により当該補助金の交付決定前に当該事業に着手する場合には、あらかじめ補助金交付決定前着手届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象者	補助対象事業	補助期間	補助率	補助限度額
1 市町村 2 一部事務組合 3 広域市町村圏協議会 4 広域連合 5 複数市町村等で構成される 団体（等には県、民間団 体を含む） 6 和歌山県に本拠を持ち県内 で活動する団体（市町村や 企業、第三セクターが参加 している場合も可。）	(1) 地域文化育成事業 (2) 地域資源活用事業 (3) 地域交流事業 (4) U J I ターン促進事業 (5) 地域情報化推進事業 (6) ひとづくり推進事業 (7) 住民福祉の増進や地域 の活性化等地域振興上 知事が特に必要と認め る事業	単年度。ただし、 6 の団体が実施 する事業の場合、 必要に応じ2か 年に限り延長す ることができる。	2分の1以内	100万円